

旧優生保護法違憲判決：最判令和6年7月3日民集78巻3号382頁

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 一橋大学大学院法学研究科 公開日: 2025-12-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 渕山, 嵩央 メールアドレス: 所属: 一橋大学
URL	https://doi.org/10.15057/0002061590

判例研究

旧優生保護法違憲判決

——最判令和6年7月3日民集78巻3号382頁——

渕山嵩央*

- I 事実
- II 判旨
- III 検討

I 事実

1 事案の概要

aは昭和35年7月～8月頃に、bは昭和43年1月～3月頃に、X3は同年3月に、それぞれ不妊手術を受けた。aとbの手術は旧優生保護法（後述平成8年改正前の優生保護法。以下同じ。）3条1項1号の規定に、X3の手術は同法13条2項の規定（すべて昭和27年改正法による改正後のもの）に基づいて行われたものであった。

平成8年9月26日、優生保護法の一部を改正する法律（同年法律第105号）により、旧優生保護法の題名が「母体保護法」に改められ、旧優生保護法3条1項1号、2号、4条から13条までの各規定が削除されるなどした（以下、「平成8年改正」という。）。

平成30年9月28日、X1（aの配偶者）、a、b、X2（bの配偶者）が、平成31年2月27日、X3（以下、これらの者を「Xら」という。）が、それぞれY（国）

を相手方として国家賠償を求める本件訴訟を提起した。

X らの主張する国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求権（以下、「本件請求権」という。）について、Y は、改正前民法（平成29年債権法改正前民法。以下同じ。）724条後段は除斥期間であり（平成元年12月21日民集43巻12号2209頁（以下、「最判平成元年」という。））、本件では除斥期間が経過しているため本件請求権は消滅したと主張した。

これに対し、X らは、〈1〉同条後段は消滅時効と解すべきこと、〈2〉最判平成元年は信義則違反又は権利濫用の主張は主張自体失当であるとするが、最判平成10年6月12日民集52巻4号1087頁（以下、「最判平成10年」という。）及び最判平成21年4月28日民集63巻4号853頁（以下、「最判平成21年」という。）は、実質的な被害者救済の必要性から、正義・公平の観念及び条理を根拠に、特段の事情があるときは同条後段の効果は生じないとしており、国家賠償請求訴訟たる本件では、信義則違反・権利濫用について慎重な考慮が必要なことなどを主張した。

2 原々審及び原審の経過

（1）原々審（神戸地判令和3年8月3日民集78巻3号535頁）は、以下のように判示し、X らの請求を棄却した。

まず、〈1〉に関しては、改正前民法724条後段は除斥期間であるとした。また〈2〉について、最判平成元年、最判平成10年を参照し、信義則違反・権利濫用の主張はそれ自体失当であるといわざるを得ず、また、障害者に対する偏見差別は社会全体の思想や風潮、未熟性によって助長されてきたものであり、国が殊更に被害者の請求権行使を妨害したり、請求権行使を不能または著しく困難にする状況を作出したりしたとまで評価することはできないとした。

（2）これに対して、X らが控訴したところ、原審（大阪高判令和5年3月23日民集78巻3号601頁）は以下のように判示し、X らの請求を一部認容した。なお、控訴に当たってX らは、最判平成10年、最判平成21年を参照した時効停止規定による除斥期間の適用制限を補充主張として主張した。

裁判所はまず、〈1〉に関して、改正前民法724条後段は除斥期間であるとした。

他方、補充主張については、最判平成10年、最判平成21年を参照して、被害者やその相続人による権利行使を客観的に不能又は著しく困難とする事由があり、しかも、その事由が、加害者の当該違法行為そのものに起因している場合のように、著しく正義・公平の理念に反する特段の事情があるときは、条理にもかなうよう、時効停止の規定（改正前民法158条から160条まで）の法意等に照らして除斥期間の効果を制限することができるとして、本件には上記「特段の事情」があるとして、Xらの請求は除斥期間の経過によって妨げられないとした。

これに対し、Yが上告した。

II 判旨

上告棄却。

判旨I 「①改正前民法724条は、不法行為をめぐる法律関係の速やかな確定を意図した規定であると解されるところ、②上記（1）のとおり、立法という国権行為、それも国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害することが明白であるものによって国民が重大な被害を受けた本件においては、法律関係を安定させることによって関係者の利益を保護すべき要請は大きく後退せざるを得ないというべきであるし、③国会議員の立法行為という加害行為の性質上、時の経過とともに証拠の散逸等によって当該行為の内容や違法性の有無等についての加害者側の立証活動が困難になるともいえない。そうすると、本件には、同条の趣旨が妥当しない面があるというべきである。」〔①～③は筆者〕

判旨II-1 「その上で、Yは、上記（1）のとおり憲法13条及び14条1項に違反する本件規定〔筆者注：旧優生保護法3条1項1号～3号、10条又は13条2項の規定。以下同じ。〕に基づいて、昭和23年から平成8年までの約48年もの長期間にわたり、国家の政策として、正当な理由に基づかずに特定の障害等を有する者等を差別してこれらの者に重大な犠牲を求める施策を実施してきたものである。さらに、Yは、その実施に当たり、審査を要件とする優生手術を行う際には身体の拘束、麻酔薬施用又は欺罔等の手段を用いることも許される場合がある旨の昭和28年次官通知を各都道府県知事宛てに発出するなどして、優生手

術を行うことを積極的に推進していた。そして、上記施策が実施された結果として、少なくとも約2万5000人もの多数の者が本件規定に基づいて不妊手術を受け、これにより生殖能力を喪失するという重大な被害を受けるに至ったというのである。これらの点に鑑みると、本件規定の立法行為に係るYの責任は極めて重大であるといわざるを得ない。」

判旨II-2「また、法律は、国権の最高機関であって国の唯一の立法機関である国会が制定するものであるから、法律の規定は憲法に適合しているとの推測を強く国民に与える上、本件規定により行われる不妊手術の主たる対象者が特定の障害等を有する者であり、その多くが権利行使について種々の制約のある立場にあったと考えられることからすれば、本件規定が削除されていない時期において、本件規定に基づいて不妊手術が行われたことにより損害を受けた者に、本件規定が憲法の規定に違反すると主張してYに対する国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求権を行使することを期待するのは、極めて困難であったというべきである。本件規定は、平成8年に全て削除されたものの、その後も、Yが本件規定により行われた不妊手術は適法であるという立場をとり続けてきたことからすれば、上記の者に上記請求権の行使を期待するのが困難であることに変わりはなかったといえる。そして、Xについて、本件請求権の速やかな行使を期待することができたと解すべき特別の事情があったこともうかがわれない。」

判旨II-3「加えて、国会は、立法につき裁量権を有するものではあるが、本件では、国会の立法裁量権の行使によって国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な本件規定が設けられ、これにより多数の者が重大な被害を受けたのであるから、公務員の不法行為により損害を受けた者が国又は公共団体にその賠償を求める権利について定める憲法17条の趣旨をも踏まえれば、本件規定の問題性が認識されて平成8年に本件規定が削除された後、国会において、適切に立法裁量権を行使して速やかに補償の措置を講ずることが強く期待される状況にあったというべきである。そうであるにもかかわらず、Yは、その後も長期間にわたって、本件規定により行われた不妊手術は適法であり、補償はしないという立場をとり続けてきたものである。本件訴えが提起された後の平成31年4月に一時金支給法が成立し、施行されたものの、その内容は、本

件規定に基づいて不妊手術を受けた者を含む一定の者に対し、Yの損害賠償責任を前提とすることなく、一時金320万円を支給するというにとどまるものであった。」

判旨Ⅲ「以上の諸事情に照らすと、本件訴えが除斥期間の経過後に提起されたということの一事をもって、本件請求権が消滅したものとしてYがXらに対する損害賠償責任を免れることは、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができないというべきである。」

判旨Ⅳ「不法行為をめぐる法律関係の速やかな確定を意図する改正前民法724条の趣旨に照らせば、同条後段の規定は、不法行為によって発生した損害賠償請求権の除斥期間を定めたものであり、同請求権は、除斥期間の経過により法律上当然に消滅するものと解するのが相当である。もっとも、このことから更に進んで、裁判所は当事者の主張がなくても除斥期間の経過により上記請求権が消滅したと判断すべきであり、除斥期間の主張が信義則違反又は権利濫用である旨の主張は主張自体失当であるという平成元年判決の示した法理を維持した場合には、不法行為をめぐる法律関係の速やかな確定という同条の上記趣旨を踏まえても、本件のような事案において、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない結果をもたらすことになりかねない。同条の上記趣旨に照らして除斥期間の主張が信義則違反又は権利濫用とされる場合は極めて限定されると解されるものの、そのような場合があることを否定することは相当でないというべきである。」

そして、このような見地に立って検討すれば、裁判所が除斥期間の経過により上記請求権が消滅したと判断するには当事者の主張がなければならぬと解すべきであり、上記請求権が除斥期間の経過により消滅したものとすることが著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない場合には、裁判所は、除斥期間の主張が信義則に反し又は権利の濫用として許されないと判断することができると解するのが相当である。これと異なる趣旨をいう平成元年判決その他の当裁判所の判例は、いずれも変更すべきである。」

なお、三浦守裁判官、草野耕一裁判官の各補足意見、宇賀克也裁判官の意見がある。

III 検討

1 問題の所在

本件は、旧優生保護法に基づく不妊手術を受けた者が、同法が違憲であるとして国家賠償を請求したものである。旧優生保護法に基づく不妊手術については全国で訴訟が提起されており（判決の一覧については、後掲【別表】参照。このうち、本判決の下級審は【24】【25】である。）、令和6年7月3日に5つの大法廷判決が下された（【3】【9】【15】【21】【26】）。【3】【9】【15】【21】は【26】を引用していることから、本稿では【26】を評釈の対象とする。本判決では本件規定の違憲性・立法行為の違法性についても扱われているが、本稿では、Xらの請求が改正前民法724条後段の期間制限により棄却されるかという問題に焦点を絞って検討を行う。

改正前民法724条後段の期間については、最判平成元年がこれを除斥期間と解し、除斥期間の経過による債権消滅の認定には当事者の主張は不要であり、信義則違反・権利濫用の主張は失当であると判示していた。しかし、その後の判例（最判平成10年、最判平成21年）においては改正前民法724条後段の適用を制限する法理が示されている。本判決の検討に当たっては、これらの先例との関係が問題となる。

2 先例

改正前民法724条後段の法的性質につき、立法者及び初期学説は消滅時効と解することではほぼ一致していた。ところが、1930年ごろからこれを除斥期間と解する見解が立て続けに公表され、有力説としての地位を築き、1970年代には通説として扱われるようになったとされる¹⁾。

このような学説の状況を背景に、最判平成元年は改正前民法724条後段の性質

1) 学説の推移について、内池慶四郎『不法行為責任の消滅時効』（成文堂、1993年）251頁以下、松久三四彦『時効制度の構造と解釈』（有斐閣、2011年）418頁以下など。また、最判平成元年当時の学説の状況について、河野信夫「判解（最判平成元年）」最判解民事篇平成元年度606～608頁も参照。

を除斥期間であると解すべきである旨を判示した（(1)）。その後、判例は、除斥期間という法的性質を維持することで期間の経過による画一的な処理を行うことを前提としつつ、事案の性質に応じて一定程度の柔軟化をしてきた（(2)）²⁾。

（1）最判平成元年

事案は、巡査らの指示のもと不発弾の処理作業に参加していた際に爆発事故に巻き込まれ重傷を負ったとして、被害者及びその妻が爆発事故から28年後に国家賠償請求をしたというものである。

最高裁は、①改正前民法724条後段の期間は除斥期間であり、②不法行為に基づく損害賠償請求権は除斥期間の経過により当然に消滅するから、③裁判所は当事者の主張がなくても除斥期間の経過により同請求権が消滅したと判断すべきであって、④除斥期間の主張が信義則違反又は権利濫用である旨の主張は主張自体失当であるとした³⁾。

同判決については次のような指摘がある。

まず、同判決は、改正前民法724条後段の趣旨を「早期確定・画一確定の要請」に求め、これによって①の解釈を導く。そして、これを前提に②③④が導かれているわけであるが、これらを導くに当たっては、「早期確定・画一確定の要請」という命題を相当強く読み込む必要があると指摘された⁴⁾。

次に、③について、除斥期間の適用には当事者の主張が不要といえども、弁論主義との関係で、請求権の消滅を主張する者が、除斥期間の起算点となる事実と20年の期間の経過を主張すべきであると指摘された⁵⁾。

また、④については、除斥期間であることを理由として信義則違反・権利濫用を不間に付すことに対する批判的評価⁶⁾がある。除斥期間説を支持する立場から

2) 金山直樹「民法七二四条後段の定める除斥期間の柔軟化とその限界」法研88卷1号（2015年）63頁、松本・後掲37頁、丸山・後掲4頁。

3) 鷹野・後掲73頁の整理による。

4) 大村敦志「判批（最判平成元年）」法協108卷12号（1991年）2132～2133頁参照。

5) 河野・前掲注1) 613頁、飯村敏明「判批（最判平成元年）」判タ790号（1992年）99頁、三輪佳久「判批（最判平成元年）」民研395号（1990年）34～35頁。また、「訟務座談会——平成元年の回顧」訟月36卷1号別冊（1990年）75頁以下に詳細な議論がある。

も、画一的・絶対的処理の要請という公益的観点を私益的要請が上回る場合には、信義則を介して除斥期間の経過による債権消滅の排除を認めるべきであるとの見解が示されていた⁷⁾。

(2) 除斥期間の柔軟化

最判平成10年、最判平成21年（以下、まとめて「最判平成10年・21年」ということがある。）は、各事案において除斥期間による損害賠償請求権の消滅を認めることができが「著しく正義・公平の理念に反」し、除斥期間の効果の制限を認めることができが「条理にもかなう」ことを理由として、被害者の権利行使が困難な状況にあり、この状況を加害者が作出了したこと、そして時効停止規定等の根拠があることを要件に、除斥期間の効果の制限を認めたものである。

具体的には、最判平成10年は、不法行為の被害者が不法行為の時から20年を経過する前6か月内において、不法行為を原因として心神喪失の常況にあるのに法定代理人を有しなかった場合において、その後当該被害者が禁治産宣告を受け、後見人に就職した者がその時から6か月内に損害賠償請求権を行使したなど特段の事情があるときは、民法158条の法意に照らし、改正前民法724条後段の効果は生じないとした。また、最判平成21年は、被害者を殺害した加害者が、被害者の相続人において被害者の死亡の事実を知り得ない状況を殊更に作出し、そのために相続人はその事実を知ることができず、相続人が確定しないまま上記殺害の時から20年が経過した場合において、その後相続人が確定した時から6か月内に相続人が上記殺害に係る不法行為に基づく損害賠償請求権を行使したなど特段の事情があるときは、民法160条の法意に照らし、同法724条後段の効果は生じないとした。

最判平成10年については、信義則違反・権利濫用による除斥期間経過後の権利主張を認めたものではなく、その射程は極めて狭いと指摘されており⁸⁾、最判

6) 半田吉信「判批（最判平成元年）」民商103巻1号（1990年）140頁、松本克美「判批（最判平成元年）」ジュリ959号（1990年）112頁など。

7) 潮見佳男『不法行為法』（信山社、1999年）296～297頁。

8) 春日通良「判解（最判平成10年）」最判解民事篇平成10年度576頁。

平成 21 年についても同様にその射程は狭いとされていた⁹⁾。また、除斥期間の適用制限が認められるためには、時効停止規定等その根拠となるものが必要であるとされていた¹⁰⁾。

3 本判決の検討

(1) 下級審裁判例の動向¹¹⁾

旧優生保護法に基づく不妊手術についての一連の訴訟において、当初は、損害賠償請求権の成立自体は肯定されるものの、除斥期間の経過による請求権の消滅が認められ請求が棄却される判決が続いた。しかし、【20】【14】において除斥期間の適用制限が認められ、その後、同様の判決が相次いだ。他方、【20】【14】以降の高裁判決である【8】は、除斥期間の適用制限を認めなかった。

ほとんどの下級審判決において、改正前民法 724 条後段の期間が除斥期間であることを確認し、その適用の制限が認められるかという点が検討されている¹²⁾。以下では、適用制限を否定した裁判例と肯定した裁判例それぞれについて検討する。

ア 適用制限の否定例

【1】【8】【13】【19】【24】（本判決の原々審）は、いずれも適用制限を否定するが、適用制限が最判平成 10 年・21 年の場合以外に一切認められないとしたわけ

9) 中村心「判解（最判平成 21 年）」最判解民事篇平成 21 年度 402 頁。

10) 春日・前掲注 8) 577 頁。

11) これを検討するものとして、渡邊知行「旧優生保護法訴訟における改正前民法 724 条後段の効果の制限」成蹊 94 号（2021 年）75 頁、石松勉「旧優生保護法国家賠償請求訴訟における除斥期間問題」福法 67 卷 4 号（2023 年）569 頁、福田健太郎「旧優生保護法訴訟と除斥期間の適用制限」青森法政論叢 24 号（2023 年）1 頁、吉山裕「2022 年の大阪・東京高裁以降の判決のまとめと分析」賀社 1831 = 1832 号（2023 年）18 頁、吉村良一「『旧優生保護法訴訟』における民法 724 条後段（旧規定）の適用制限に関する最近の下級審判決をどう見るか」立命 411 = 412 号（2024 年）2942 頁、上田健介「旧優生保護法違憲訴訟によせて」判時 2585 号（2024 年）13 頁など。

12) 【11】は改正前民法 724 条後段の期間の性質を時効期間と解し、その援用が信義則違反・権利濫用に当たるとする（なお、仮に除斥期間であるとしても、その適用は制限されるとする）。また、【4】【5】は、原告が受けた不妊手術が旧優生保護法によるものとは認められなかつた事例であり、期間制限についての判断はなされていない。

ではなく、その余地があること 자체は認めている。

【13】は、最判平成10年・21年が「権利者の権利行使を著しく阻害する事情がある場合には、除斥期間は成立しない」旨の一般法理を導出したものとは解されないとする一方で、事案に即した検討の必要性を認めた。もっとも、具体的な事案において除斥期間の適用を制限すべき事情がないとした。

【1】【8】【19】【24】は、いずれも、最判平成10年・21年から適用制限がされるべき場合についての要件を導くものである。これらの裁判例では、不妊手術を受けたこと自体の認識はあることから、権利行使が不可能であるとは言えないこと（【1】【8】）や、具体的な根拠規定が必要なこと（【1】）、社会的な差別・偏見は国のみが作出したわけではないから、権利行使困難状況を加害者が作出したとは言えないこと（【24】）を理由に除斥期間の適用制限を否定した（なお、【19】は権利行使が不能または著しく困難であること及び具体的な根拠規定が必要であるとするが、詳細な当てはめなくこれらの要件が充足されないとして除斥期間の適用制限を否定する。）。

イ 適用制限の肯定例

除斥期間の適用制限を認めた判決はおおむね2種類に分けられる¹³⁾。なお、これらの判決の多くがアの裁判例と同様に権利行使が困難な状況及びそれを加害者が作出したことを要求する¹⁴⁾ものの、それぞれの解釈の差異¹⁵⁾や、特定の時効停止規定を要求しなかったことにより、アの裁判例と結論が分かれたものと考えられる。

a 時効停止規定の「法意に照らして」の制限

最判平成10年・21年を参照して適用制限を認めたものである。【2】【10】【17】【20】【22】【23】【25】（本判決の原審）【27】【28】がこれに当たる。

13) この整理については、吉村・後掲自正76巻2号22~23頁を参考にした。

14) 適用制限を肯定した裁判例のうち、【11】【14】【18】【28】以外は、権利行使の困難性及びそれに対する国の寄与（助長・起因・作出）を要求し、これに当たる事実を認定している。また【18】は規範としてこれらの事情を要求するものではないが、これらの事実は認定されている。

b 正義・公平の観念、信義則、条理による制限

【14】は特定の規定に依拠するのではなく、より直接に正義・公平の観念等を根拠にする。【16】は、最判平成10年・21年を参照して要件を定立するものの、その根拠を「正義・公平の理念」「条理」に求める。【18】は当該事案の事情の下で除斥期間の適用を認めることは、著しく正義・公平の理念に反し、債権消滅の効果は生じないとする。そしてこれを、「除斥期間の制度に内在する制約」であるとする。

(2) 学説

旧優生保護法に基づく不妊手術を受けた者による国家賠償請求に関して、学説では、改正前民法724条後段の期間制限を回避する方法が数多く提示されてきた¹⁶⁾。改正前民法724条後段の期間が除斥期間であることを前提とするものとしては、除斥期間には援用は不要であるとしても、当事者の主張は必要であり、その主張に信義則違反・権利濫用を認める可能性を指摘するもの、最判平成10年・21年を参照し、時効停止規定の法意により改正前民法724条後段の適用制限を認めるもの、一般条項や条理によって改正前民法724条後段の限定解釈や適用制限を導くもの、本件において改正前民法724条後段により損害賠償請求が棄却されることは、憲法17条との関係で問題があるとするものなどがあった。

15) 権利行使の困難性について、例えば、本判決の原審である【25】は、旧優生保護法を合憲とし補償の必要もないとして平成8年に至るまで同法を存続させたことにより、Xらの憲法上の権利等が侵害されていることを認識するのを妨げたこと、十分な説明なく手術を行ったこと等によりXらが自身の受けた手術が旧優生保護法に基づくものであること自体を認識するのを困難にしたことを認定して、権利行使の困難性を認める。これは、不妊手術の認識それ自体はあったことをもって権利行使が不可能であるとはいえないとする【1】・【8】とは対照的である。

また、国の寄与について、【25】は、国が旧優生保護法に基づく手術を積極的に推進してきたこと、優生手術が正当である旨の教科書における記載を容認するなど、差別・偏見を正当化・固定化したうえ、これを相当に助長したと評価しており、国のみによってこれらの差別・偏見の正当化・固定化・助長が引き起こされたわけではないとする【24】とは対照的である。

16) 学説については、山田孝紀「旧優生保護法国賠訴訟における損害及び時効・除斥期間の検討」関学71卷1号（2020年）391頁以下、御幸聖樹「旧優生保護法の違憲性と司法救済」法教522号（2024年）54頁以下、吉村・後掲判例秘書ジャーナル14頁以下など参照。

(3) 判旨の検討

ア 判旨の概要

本判決は、まず判旨Ⅰ、Ⅱにおいて本件に関する事情を検討し、判旨Ⅲで、改正前民法724条後段による損害賠償請求の消滅を認めることは「著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない」との評価をする。次に、判旨Ⅲの評価を踏まえて、判旨Ⅳで、最判平成元年が示した法理（前述2(1)①～④）のうち、①②を維持する一方、③④を維持した場合には「著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない結果」をもたらすことになりかねないとする。そして、③④を変更し、③'裁判所が不法行為に基づく損害賠償請求権が除斥期間の経過により消滅したと判断するには当事者の主張が必要であり、④'上記請求権が除斥期間の経過により消滅したものとすることが著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない場合には、裁判所は、除斥期間の主張が信義則に反し又は権利の濫用として許されないと判断することができるという法理を示した¹⁷⁾。

判旨Ⅰ～Ⅲは本件事案についての評価を示すものであり、これが判旨Ⅳの判例変更を導いている。もっとも、理論構成としては、判旨Ⅳ④'の該当性が、判旨Ⅰ～Ⅲに先行的に表れていると理解できる。したがって、まず判旨Ⅳに示された規範について検討し（イ）、その後、④'該当性を具体的に判断する判旨Ⅰ、Ⅱについて検討する（ウ）。

イ 判旨Ⅳに示された法理の検討

（ア）① 改正前民法724条後段は除斥期間である

最高裁は改正前民法724条後段を除斥期間であると解する立場を維持した。もっとも、当事者の主張を必要とした（③'）ことに鑑みれば、①についても判例を変更し、改正前民法724条後段の期間を時効期間と解するべきではないかとも考えられる¹⁸⁾。法廷意見は、除斥期間であると解すべき根拠を「不法行為をめぐる法律関係の速やかな確定を意図する改正前民法724条の趣旨に照らせば」と

17) 鷹野・後掲74頁参照。

述べるのみで、詳細な理由を述べない。そこで、三浦守裁判官の補足意見と宇賀克也裁判官の意見を参照し、①を維持した理由を検討したい¹⁹⁾。

三浦裁判官補足意見によれば、(α) 改正前民法 724 条後段の期間を除斥期間と解し、20 年の経過によって当然消滅するという法理は、判例として確立していること、(β) これに従って裁判例が積み重ねられ、社会においてもそれが規範として通用してきたこと、これは不法行為をめぐる法律関係の速やかな確定を意図するものとして相応の合理性を有していたこと、(γ) 債権法改正によって 20 年の期間が時効であることが明示されたのは被害者の救済という立法政策によるものであり、これによって直ちに判例法理の相応の合理性が失われるわけではないこと、(δ) 最判平成 10 年・21 年による例外や本判決による判例変更によって被害者救済は図れること、(ε) 債権法改正においては、施行の際に 20 年の期間が経過していた場合の期間制限については、なお従前の例による旨を規定しており（改正法附則 35 条 1 項）、すでに消滅したと認識してきた請求権について、改めて時効に関する諸規定によってその存否を確定するということは意図していないと解されることが①を維持した理由として挙げられている。

しかし、(ε) については、宇賀裁判官意見が指摘するように、少なくとも確定判決のあるものについては再度債権の存否を確定させる必要はないこと、改正法附則 35 条 1 項は改正前民法 724 条後段が除斥期間であることを確定させるものではないことから、除斥期間説を維持する強い根拠にはなり得ないように思われる。次に (γ) (δ) は改正前規定を除斥期間と解した場合、消滅時効とする改正後規定との間で、救済の範囲の差異が問題となり得る。また、(α) は法的安定性に関するものであると考えられるが、宇賀裁判官意見の指摘するように、改正前民法 724 条後段期間が問題となる事案が実際上わずかにとどまると思われることや、確定判決には影響を及ぼさないこと、本判決の判例変更の射程は改正前民法 724 条後段に限られると考えられることなどに鑑みれば、異なる評価もあり得

18) 本判決について、改正前民法 724 条後段の期間期間を時効であると解すべきであったとする見解として、松本・後掲 38~39 頁、丸山・後掲 6~7 頁、新井・後掲 20 頁、仮屋・後掲 79~81 頁、川上・後掲 61 頁。

19) 仮屋・後掲 79~81 頁も参照。

よう。以上のように考えると、除斥期間説を維持する根拠としては、(α) 法的安定性を強く意識するという点か、(β) 法律関係の速やかな確定という趣旨から、除斥期間の方が優れているという点に求めざるを得ないのでないかと考えられる。

(イ) ② 除斥期間を経過した債権は当事者の主張なく消滅する

次に、②も維持されているため、不法行為に基づく損害賠償請求権は、20年の経過によって当然消滅する。③' とも関連するが、当事者の主張が必要であるのは、あくまでも裁判所が除斥期間の経過による債権消滅を認定する際においてであり、実体法上は当事者の主張・援用とは無関係に債権は消滅する。

(ウ) ③' 裁判所が除斥期間の経過による債権消滅を認定するには当事者の主張が必要である

③' は、本判決によって新たに示された規範である。本判決は、除斥期間の経過による債権消滅の前提として当事者の主張を要求し、その主張について信義則違反・権利濫用を認める余地を残した。前述した通り、この「主張」は裁判所が除斥期間の経過による債権消滅を認定するために必要なものであり、訴訟上の主張を意味するものと解される²⁰⁾。したがって、消滅時効による債権消滅の実体法上の要件である「援用」(民法145条)²¹⁾とは性質を異にする²²⁾。「主張」の具体的な内容については、「20年が経過したこと」という事実主張を指すようにも思われるが、「除斥期間の経過により請求権が消滅した」旨の権利主張を指すとも解する余地があると指摘される²³⁾。この点については、〈1〉最判平成元年は事実主張すらも不要と解したものであって、本判決がそれを変更したことによって

20) 香川・後掲65頁。

21) 通説は消滅時効における援用を実体法上の債権消滅についての停止条件であると解する(学説については松久・前掲注1)114頁以下など参照)。判例もこの立場であると思われる(最判昭和61年3月17日民集40巻2号420頁。柴田保幸「判解(最判昭和61年)」最判解民事篇昭和61年度175頁参照。)。

22) 新井・後掲19~20頁参照。

23) 鷹野・後掲75頁。

事実主張が必要ということになり、当該事実主張に信義則違反・権利濫用の余地を認めたと解するか、〈2〉最判平成元年は事実主張のみを必要としていたものの、本判決は新たに権利主張をも必要としそれに対する信義則違反・権利濫用の余地を認めたと解する²⁴⁾かの2つの可能性があり得よう。

〈1〉の立場については、20年の経過という事実が原告から主張された場合に、主張共通原則から、信義則違反・権利濫用を認める可能性が封じられてしまうという点が指摘される²⁵⁾。他方、〈2〉のような解釈は、このような権利主張の性質が明らかでないという問題がある。本判決の立場は明らかではないが、最判平成元年の下でも20年経過の事実主張は必要であるとの立場（前述2(1)参照）を前提とするならば、ここでいう「主張」は権利主張を指すと解することとなるう²⁶⁾。

(エ) ④' ③' の主張には信義則違反・権利濫用が認められ得る

前述したように、旧優生保護法に関する一連の訴訟における下級審のうち原告の請求を認めるものは、【11】を除き、最判平成元年の④を前提としつつ、時効停止規定の法意や条理等に依拠した除斥期間の適用制限を採用してきた。他方、本判決は、除斥期間の経過による債権消滅の認定に当事者の主張を要求し（③'）、その主張について信義則違反・権利濫用を認めるという形で除斥期間の経過による債権消滅を認めないとする結論を導いた。

本判決が最判平成元年の③④を変更した理由は、判旨IVに示された通り、③④を維持した場合には、本件のような事案において「著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することのできない結果をもたらすことになりかねない」からである。最高裁としては、下級審のように③④を維持しつつ時効停止規定の法意や条

24) この場合、事実主張それ自体に信義則違反・権利濫用を認める余地はないという立場を前提とすることになる。

25) 香川・後掲65頁。もっとも、原告が請求原因において20年経過の主張をすることは想定しにくいとの指摘もある（前掲注5）訟月36巻1号別冊80頁参照）。

26) 香川・後掲65頁は、主張を消滅時効の援用に類するものとして捉えるべきであるとする。また、永石・後掲114頁は、除斥期間経過による債権消滅の要件事実として20年経過の事実主張は不要であるとする立場を前提としつつ、本判決によって新たに「除斥期間の経過により権利が消滅したとの主張」が要求されることになったとする。

理によって具体的な事案の解決の妥当性を確保することは、最判平成元年、最判平成10年・21年の射程からして無理がある²⁷⁾と考え、③④を変更したものと思われる。

ウ 具体的な判断過程

本判決は、Yが除斥期間を主張することが信義則違反・権利濫用にあたるとして許されないと結論付けている。この結論を導くに当たっては、各種の要素が総合的に考慮されている。以下では本判決が考慮した事情それぞれについて分析したい。

(ア) 立法行為による憲法上の権利侵害という特殊性

判旨Iでは、改正前民法724条の趣旨が、不法行為を巡る法律関係の速やかな確定にあることを指摘する(①)とともに、本件にはその趣旨が妥当しない側面があることを指摘する(②、③)。

②では、違法行為が立法という国権行為であること、それが国民に憲法上保障されている権利を侵害することが明白であること、国民が重大な被害を受けたことが考慮されている。

③では、証拠の散逸による立証困難²⁸⁾が本件で認められないということが指摘されている。下級審の中には、むしろ優生手術の有無について証拠の散逸が認められることを指摘するものがある(【19】)。実際、本判決の原々審、原審を含め、多くの裁判例で優生手術の有無が争点化しており、【4】【5】のように優生手術の実施が認められなかった事例もある。これに対して、法廷意見は、個々の手術の有無自体の立証困難性は問題としておらず、立法行為そのものの立証困難性を問題としているようである。

判旨Iが、判旨IIIの結論にどのように影響したかは、総合考量をしていること

27) 鷹野・後掲75頁参照。特に、根拠となる時効停止規定の存在(前述III 2(2))や、権利行使が不可能であるか(後述ウ(1)b)が問題となろう。

28) これを防ぐことが改正前民法724条後段の趣旨の一つであることにつき、河野・前掲注1) 612頁参照。

から明らかではない。しかし、以下の理由からこの部分が結論に与えた影響は大きいのではないかと思われる。

最判平成元年は、「早期確定・画一確定の要請」という命題を相当強く読み込んでいるのではないかと推察される（前述2(1)）。つまり、早期確定・画一確定の要請という改正前民法724条の趣旨を重視し、除斥期間の例外を認めることに非常に抑制的であるというのが最高裁の姿勢であると理解できる²⁹⁾。そうだとすれば、この要請を重視しなくてもよい、あるいは重視すべきでない場合においては、除斥期間の例外を認めやすくなるということにつながる。したがって、判旨Iは、除斥期間の例外を認めることを容易にする役割を果たしていると考えられる。

(イ) 判旨IIで考慮された要素の検討

a 判旨II-1：国の責任の重大性

判旨II-1は、長期間にわたって憲法に違反する規定に基づき、特定の障害等を有する者を差別してこれらの者に重大な犠牲を求める施策を実施してきたこと、優生手術を行うことを積極的に推進していたこと、多数者の重大な被害が生じたことをもって、国の立法行為に係る責任の重大性を認定する。除斥期間の適用制限を認めた下級審裁判例の多くは、侵害の強度が極めて高いことや国に重大な帰責性があることを認定する一方、除斥期間の適用制限においてこのような要素を明確に認定しないものも存在した（【16】【17】【18】）。

b 判旨II-2：権利行使の期待困難性

判旨II-2は、法律は国権の最高機関かつ国の唯一の立法機関である国会が制定するものであるから、法律の規定は憲法に適合しているという推定を強く国民に与えること、本件規定により行われる不妊手術の対象者の多くが特定の障害等

29) 中村・前掲注9) 400頁は、最判平成21年が改正前民法158条の時効停止事由があることに加えて心神喪失の常況が加害者の不法行為に起因することを要件に加えた理由を、法律関係の速やかな確定のために期間の経過により画一的に権利が消滅するという除斥期間の性質に照らしてその例外を広く認めるのは相当ではないという点に求める。

を有する者であり、その多くが権利行使について種々の制約にある立場にあったことをもって、平成8年改正前の権利行使を期待することは極めて困難であったと評価する。また、平成8年改正後においても、Yが本件規定により行われた手術は適法であるとの立場をとり続けてきたことからすれば権利行使を期待することが困難であることに変わりはなかったと評価する。

最判平成10年・21年は、権利行使が不可能であった事例において、時効停止規定の法意を参照して一定の救済を認めたものである。そうすると、判旨II-2は最判平成10年・21年と類似の考慮をするものとも考えられる。もっとも、最判平成10年は、被害者は「およそ権利行使が不可能」な事例であると評価されており、最判平成21年も被害者の「相続人が不法行為に基づく損害賠償請求権を行使する機会がない」事例であると評価されていた。他方で本件においては、被害者の置かれた状況に鑑みて、被害者の請求権行使を「期待するのが」「(極めて)困難」であった事例であると評価されている。つまり、客観的にみた権利行使の不可能・困難性ではなく、権利行使の期待可能性が問題とされているように思われる³⁰⁾。

c 判旨II-3：国の対応の不適切性

判旨II-3では、平成8年改正後において補償を講じることが国会に期待されていたにもかかわらず、それが適切に行われなかつたことが認定されている。また、憲法17条への言及もある。学説や当事者の主張においても憲法17条に触れるものがあったが、これは、本判決が除斥期間を適用することに憲法上疑義があるというものであった（前述3(2)）。他方で判旨II-3では、国会における適切な補償措置への期待を基礎づけるものとして憲法17条が引き合いに出されている。

30) もっとも、最判平成10年・21年において「権利行使が実質的に期待できるか」という点が重視されているという指摘として、久須本かおり「判批（最判平成21年）」愛大183号（2009年）88頁。

d 最高裁で考慮されなかった要素——権利行使困難状況の作出

下級審の多くが最判平成10年・21年の枠組みを前提としていたことから、最判平成10年・21年の規範において要件の一つとなっていた、権利行使困難状況を加害者が作出了したものであることを認定するものが多数あった（【2】【10】【11】【14】【16】【17】【18】【20】【22】【23】【25】【27】【28】）。要件として要求しつつ、これが認定できないとするものとして、【13】【19】【24】。これらは、本件において被害者が、社会的な差別・偏見が存すること及びそれを内面化したことによって訴訟提起あるいはその前提となる相談機会へのアクセスが困難な状況に置かれており、そのような差別・偏見が国の立法や施策によって正当化・固定化・助長されていたことを認定する。

他方で、本判決においてこのような認定はされていない。確かに、判旨II-1において、違憲立法に基づく施策の実施や優生手術の積極的推進が認定されているが、これによって権利行使困難状況が作出了とは認定されていない。また、判旨II-2は原告に権利行使を期待することが困難であることを指摘するものであるところ、ここで指摘される「種々の制約」に社会的な差別・偏見やその内面化が含まれる可能性はあるが、これを国が作出了旨の評価はなされていない³¹⁾。したがって、権利行使が困難な状況を国が作出了という評価をもって除斥期間の適用制限を基礎づけるという論理構成を最高裁は採っていないものと考えられる³²⁾。ただし、このことは、最高裁が、本判決の示した枠組みにおいて当該要素を考慮することを一般的に否定したことまでは意味しないと思われる。本判決で権利困難状況の作出が認定されなかったのは、本件においてこれを認定することができなかったにとどまるとも考えられるからである³³⁾。

31) もっとも、平成8年改正後も権利行使を期待することが困難であったことは、国が本件規定に基づく手術が適法であるという立場をとり続けてきたことによって基礎づけられており、権利行使期待困難状況への国の関与が示されている。しかし、これは権利行使を期待することが困難であった理由を示すにとどまり、国がこれを作出したことをもって主張制限を基礎づけようとするものではないと考えられる。

32) 大久保・後掲187頁は、最判平成10年と本判決を比較し、本件は最判平成10年の事案とは異なり加害者が被害者の権利行使を積極的に困難にしたとは言いにくい一方、国の行為の不法性が本件の方がより大きいとする。そのうえで、後者が前者を補っていると考えれば、本判決の結論は是認できるとする。

4 本判決の射程

(1) 不法行為の類型

本判決は、国家賠償請求について示されたものである。この点は射程に影響するだろうか。判旨Ⅰにおいては、本件が立法行為の違法性を理由とする請求であることの特殊性が考慮されており、判旨Ⅱの検討においても、本件規定が違憲であることを見出しとして、国家の関与を認定する箇所の比重が大きい。これらのことから、本判決の射程は国家賠償請求訴訟にのみ及ぶようにも見える。

しかしながら、判旨Ⅰは、3(3)ウ(ア)で検討した通り本件において除斥期間の主張制限を認めることを容易にする役割を果たす部分であり、信義則違反・権利濫用を認定するに当たっての一考慮要素にとどまる。他方で、③'④'を含む改正前民法724条後段の期間に関する法理を示す部分（判旨Ⅳ）においては、立法行為の違法性を理由とする国家賠償請求訴訟であることは考慮されておらず、不法行為の類型について特に限定を加えていない。また、判旨Ⅱ—3で憲法17条への言及はあるものの、これも信義則違反・権利濫用の認定において言及されているのであって、除斥期間の主張制限を導く直接の根拠となっているわけではない³⁴⁾（3(3)ウ(イ)c参照）。したがって、国家賠償請求であるか私人間の損害賠償請求であるかを問わず、本判決が③'④'の法理を示したことの射程は及ぶと思われる³⁵⁾。

(2) 他の除斥期間

改正前民法724条後段以外の除斥期間に、本判決が新たに③'④'の法理を示し

33) 前注32) 参照。この点に関連して、国が遺族の了承を得ずに靖国神社に第二次世界大戦で戦没した者の氏名等の情報を提供したことについて国家賠償請求がなされた最判令和7年1月17日裁時1855号5頁における尾島裁判官の補足意見が注目される。同判決では、法廷意見が具体的な判断を示さずに除斥期間の主張についての信義則違反・権利濫用を否定したのに対し、尾島裁判官補足意見は、国が上告人の「権利行使をすることを殊更妨げたという事情はうかがわれない」ことをその理由の一つとして挙げている。同補足意見のように、権利行使困難状況の作出が認められないことをもって除斥期間の主張制限を否定することができるかはなお検討の余地があるようにも思われるものの、これを考慮要素の一つとすることは妨げられないと思われる。

34) 吉村・後掲判例秘書ジャーナル19頁。

35) 檜垣・後掲105頁注51、吉村・後掲立命417=418号415頁注16参照。

たことの射程が及ぶか。

最判平成元年は、③④を「除斥期間の性質にかんがみ」導いていた。その射程については、除斥期間一般に及ぶと解するものもあった一方³⁶⁾、他の除斥期間についてはやや異なる取扱いもあり得るとの見解³⁷⁾もあった。

それに対して、本判決は、③'④'の規範を改正前民法 724 条の趣旨及び同条適用場面における事案の妥当性確保の見地から同条の解釈論として導いており、除斥期間の性質から導いているわけではない（判旨IV）。そうすると、本判決の射程は改正前民法 724 条についてのみ及ぶと考えられる。

（3）信義則違反・権利濫用の認定に必要な事情

本判決は、「除斥期間の主張が信義則違反又は権利濫用とされる場合は極めて限定されると解される」としていることから、除斥期間の主張が制限される場面は極めて例外的な場面に限られるということになろう³⁸⁾。

では、具体的にどのような事情があれば、信義則違反・権利濫用が認められるのだろうか。この点につき、本判決に示された考慮要素を一般化することは不適切であるとの指摘もある³⁹⁾。最終的には個々の事案の特殊事情を考慮するほかないであろうが、本判決の考慮要素を一定程度参考にすることはできよう⁴⁰⁾。特に、3(3)ウ(ア)で検討した通り、本判決の判旨 I は、本件に改正前民法 724 条の趣旨が妥当しない側面があることを指摘しており、この部分は除斥期間の主張制限を認めることを容易にする役割を果たしていると考えられる。したがって、他の事例においても、改正前民法 724 条の趣旨が妥当しない場合、例えば証拠の散

36) 松久三四彦「判批（最判平成元年）」平成元年度重判解（ジュリ臨時増刊 957 号）（1990 年）84 頁、副田隆重「判批（最判平成元年）」法セ 430 号（1990 年）114 頁。

37) 大村・前掲注 4) 2136 頁。

38) 鷹野・後掲 75 頁は、「本件と同程度とはいわないまでも、これに近い極めて高度の不正義・不公平が認められるような、ごく例外的な場面に限られるというべきであろう。」とする。他方、香川・後掲 66 頁は、改正後民法 724 条 2 号との均衡から、「柔軟な解釈が求められよう」とする。

39) 鷹野・後掲 75~76 頁。

40) この点につき前掲最判令和 7 年 1 月 17 日における三浦裁判官の反対意見は、信義則違反・権利濫用の判断は、本判決の事案に匹敵するか否かの問題ではないとする。山本健人「判批（最判令和 7 年）」速判解 37 号（2025 年）24~25 頁も参照。

逸により加害者の立証活動が困難になるという事情がないような場合には、信義則違反・権利濫用がより容易に認められることとなる。

(4) 従前の最高裁判例の射程への影響

本判決は、③'④'に示された法理と「異なる趣旨をいう平成元年判決その他の当裁判所の判例」を変更すべきであるとする。他方、最判平成10年、最判平成21年については、その判旨が本判決と抵触するものではなく、判例変更の対象とはならないと解される⁴¹⁾。

そうであるとすれば、最判平成10年・21年による適用制限と、本判決による主張制限との関係が問題となり得る。特に、最判平成10年・21年の要件に該当した場合に、なお本判決による主張制限が認められるかが問題となる。

最判平成10年・21年も、正義・公平の理念を前提としていると考えられるから、最判平成10年・21年の要件に該当する場合には、「正義・公平の理念に反し、到底容認できない」場合に当たり、本判決による主張制限も認められるとも思われる。もっとも、「到底容認できない」という文言は最判平成10年・21年には存在せず、ここに独立の意味（ある種の加重要件としての意味）を見出すのであれば、最判平成10年・21年の規範に該当しても、本判決による主張制限は認められないという事例はなおあり得よう。

実際上特に問題になるのは、最判平成10年・21年の要件に該当する事由があるものの、権利行使困難状況が解消してから6か月経過後に権利行使がなされた場合に、なお本判決の規範により除斥期間の主張制限が認められ得るかという点である。両者の要件や依拠する規定（時効停止規定か信義則違反・権利濫用か）が異なることに鑑みればこの場合にも信義則違反・権利濫用が認められる場合もあり得るが、6か月が経過したという事実が信義則違反・権利濫用該当性判断の中で消極的因素とされる可能性はある。

41) 以上、鷹野・後掲76頁。

（5）債権法改正の影響

本判決は債権法改正前民法724条後段に関する判例である。債権法改正により、改正後民法724条2号の性質は消滅時効であることが明確化された。したがって、除斥期間についての法理を示した本判決は、改正後民法724条2号の解釈には影響を及ぼさない⁴²⁾⁴³⁾。改正法施行日（令和2年4月1日）に「不法行為の時」から20年がすでに経過していた場合に、本判決によって示された規範が妥当することになる（改正附則35条1項）。

5 まとめと残された課題

本判決は改正前民法724条後段の期間が除斥期間と解されることを改めて確認する一方、除斥期間の経過による損害賠償請求権の消滅を裁判所が判断するためには当事者の主張が必要であるとし、その主張が信義則違反・権利濫用に該当する可能性を認めたものである。前述の通り最判平成元年についてはその硬直性に批判があったところ、本判決は、信義則違反・権利濫用によって事案に即した解決を可能にするものであるということができる。

しかし、信義則違反・権利濫用を理由として除斥期間の主張が許されないのはどのような場合であるかは明らかでない。本判決は一般論を示すものではないが、一定の示唆を与えるものであると思われる（前述4(3)参照）。本判決を参照しつつ、事案の性質に応じた検討が求められることとなろう。

また、本判決は、除斥期間の経過によって損害賠償請求権は当然に消滅するという前提を維持し、信義則違反・権利濫用の対象を訴訟上の主張としたため、期間経過後の債務の承認・弁済や除斥期間を経過した債権を自働債権とする相殺が可能かなどの点が問題となる（宇賀裁判官意見参照）。期間経過により実体法上

42) 宮下修一「不法行為による損害賠償請求権の消滅時効」秋山靖浩ほか編『債権法改正と判例の行方』（日本評論社、2021年）58頁（初出、法時91巻9号（2019年））参照。

43) 本判決の信義則違反・権利濫用を認定するに当たっての考慮要素は、改正後民法724条2号の消滅時効の援用について信義則違反・権利濫用を問うに当たっての参考になる可能性はある（内田・後掲TKC Watch4頁、同・後掲速判解60頁参照。）。もっとも、除斥期間の主張についての信義則違反・権利濫用が認められる場合と、消滅時効の援用についての信義則違反・権利濫用が認められる場合とでどの程度差異があるかにも依存するところであろう。

消滅した債権の帰趨は残された課題といえる⁴⁴⁾。

※本判決の調査官解説として、鷹野旭・ジュリ 1605号（2025年）67頁、評釈として、植木淳・障害法8号93頁、大石和彦・筑波ロー37号113頁、新里宏二・法民591号42頁、同・労判1313号2頁、同・消費者法ニュース141号91頁、西内康人・有斐閣Online（YOLJ-L2407005）、西村裕一・法教530号105頁、檜垣宏太・広法48卷2号30頁、松本克美・法セ837号34頁、丸山愛博・WLJ判例コラム第328号（2024WLJCC022）（以上、2024年）、新井敦志・立正58卷2号1頁、稻葉実香・医事法研究10号1頁、同・令和6年度重判解（ジュリ臨時増刊1610号）10頁、内田暁・速判解36号57頁（初出、TKC Watch民法（財産法）No.264（2024年））、近江美保・速判解37号311頁（初出、TKC Watch国際公法No.62）、大久保邦彦・民商161卷2号171頁、香川崇・ジュリ1605号61頁、神谷恵子＝神谷竜光・医事法研究10号43頁、仮屋篤子・名城74卷3号69頁、川上生馬・リマークス71号58頁、小泉良幸・ジュリ1605号54頁、同・速判解36号13頁（初出、TKC Watch憲法No.238（2024年））、小山剛・自正76卷2号15頁、齊藤愛・民商161卷2号151頁、寒河江和樹・尚絅学院大学紀要88号71頁、中山茂樹・憲法判例百選I〔第8版〕48頁、永石一郎・法の支配218号107頁、永水裕子・医事法研究10号23頁、新里宏二・自正76卷2号8頁、同・司法書士639号36頁、原田大樹・法教532号112頁、吉村良一・自正76卷2号20頁、同・判例秘書ジャーナルHJ100217、同・立命417=418号1809頁（以上、2025年）がある。また、同日判決（91）の評釈として、小笠原奈菜・法教530号（2024年）107頁がある。

44) 相殺については、除斥期間であるとされる改正前民法637条1項によって消滅した請負目的物の瑕疵修補に代わる損害賠償請求権を自働債権とする相殺を民法508条の類推適用により認めた最判昭和51年3月4日民集30卷2号48頁がある。しかし、これを一般化できるかは明らかでない（大村・前掲注4）2131～2132頁参照）。

45) 作成に際しては、賃社1865=1866号（2025年）112～113頁の「訴訟一覧表」を参照した。なお係属中の訴訟については、すべて国が賠償する形で和解により終結したようである（吉山裕「優生保護法違憲訴訟における総理大臣及び法務大臣による謝罪面談の実施、和解による訴訟の終結、基本合意の締結及び補償法の制定について」賃社1865=1866号（2025年）59～60頁）。

【別表】旧優生保護法関連訴訟判決一覧⁴⁵⁾

【1】	札幌地判令和3年1月15日		判時 2480号 62頁
【2】	札幌高判令和5年3月16日	【1】の控訴審	賛社 1824号 17頁
【3】	最判令和6年7月3日	【2】の上告審	裁判所ウェブサイト
【4】	札幌地判令和3年2月4日		判タ 1491号 128頁
【5】	札幌高判令和5年6月16日	【4】の控訴審	LEX/DB25595725
【6】	最決令和6年7月4日	【5】の上告不受理決定	
【7】	仙台地判令和元年5月28日		判時 2413 = 2414 合併号 3頁
【8】	仙台高判令和5年6月1日	【7】の控訴審	訟月 70卷 1号 1頁
【9】	最判令和6年7月3日	【8】の上告審(差戻)	裁判所ウェブサイト
【10】	仙台地判令和5年3月6日		判時 2579号 73頁
【11】	仙台高判令和5年10月25日	【10】の控訴審	判時 2579号 54頁
【12】	最決令和6年7月4日	【11】の上告不受理決定	
【13】	東京地判令和2年6月30日		判時 2554号 35頁
【14】	東京高判令和4年3月11日	【13】の控訴審	判時 2554号 12頁
【15】	最判令和6年7月3日	【14】の上告審	裁判所ウェブサイト
【16】	静岡地判令和5年2月24日		裁判所ウェブサイト
【17】	静岡地浜松支判令和6年5月27日		裁判所ウェブサイト
【18】	名古屋地判令和6年3月12日		裁判所ウェブサイト
【19】	大阪地判令和2年11月30日		判時 2506 = 2507号 69頁
【20】	大阪高判令和4年2月22日	【19】の控訴審	判時 2528号 5頁
【21】	最判令和6年7月3日	【20】の上告審	裁判所ウェブサイト
【22】	大阪地判令和4年9月22日		判タ 1522号 9頁
【23】	大阪高判令和6年1月26日	【22】の控訴審	裁判所ウェブサイト
【24】	神戸地判令和3年8月3日		民集 78卷 3号 535頁
【25】	大阪高判令和5年3月23日	【24】の控訴審	民集 78卷 3号 601頁
【26】	最判令和6年7月3日	【25】の上告審	民集 78卷 3号 382頁
【27】	福岡地判令和6年5月30日		裁判所ウェブサイト
【28】	熊本地判令和5年1月23日		裁判所ウェブサイト